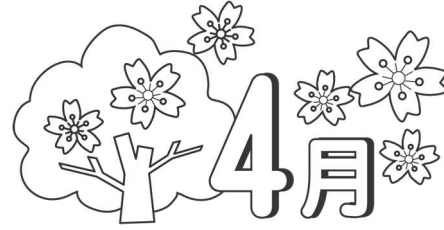


# 医療相談室だより

令和6年 4月 (No. 385)

令和6年 4月1日発行



新年度になりました。

職員の移動や主治医の変更等がある場合がありますので  
ご承知おきください。

## 精神保健福祉法が変わりました

R6年4月1日より精神保健福祉法が改正されました。今回の改正では、医療保護入院の同意者の更新手続きが必要になったこと、精神科病院での虐待の通報制度の新設など患者様の人権をより配慮し安心して入院生活を送っていただけるよう法律が改正されています。新たな法律に則り、ご本人様、ご家族様に安心して入院生活を送っていただけるよう今後も対応してまいります。

退院支援委員会の開催や医療保護入院者の同意者の更新の手続きの際に担当ソーシャルワーカーよりご家族様にご協力をお願いすることがあるかと思えます。その際はご協力の程よろしくお願いいたします。

ご不明な点等ございましたら担当ソーシャルワーカーまでご相談ください。  
改正の概要をお伝えします。

### 改正点①医療保護入院の入院期間の法定化

- ・医療保護入院の入院期間が、最長6か月となりました。
- ・ただし、精神保健指定医による診察の結果、医療保護入院の継続が必要と判断された場合、医療保護入院者退院支援委員会を開催し、家族等の同意(市町村長同意も含む)を得た場合に、入院期間が更新されることになりました。  
\*更新時期のタイミングで同意者の更新を行います。

### 改正点②精神科病院での虐待の通報制度の新設

- ・精神科病院で働く人からの患者さんに対する虐待について、都道府県等への届出や通報の制度ができました。

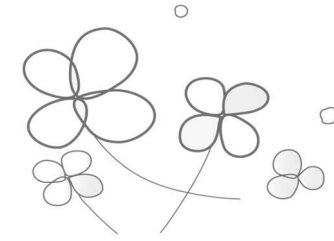
### 改正点③入院者訪問支援事業の新設

- ・所定の研修を修了した入院者訪問支援員が、患者さんの希望に応じて病院を訪問し、丁寧にお話を聞き、必要な情報を提供する制度ができました。  
\*患者さんとは、市町村長同意で医療保護入院をしている方等を指します。  
\*事業の実施状況等は、都道府県等により異なります。

### 改正点④地域生活への移行の促進

- ・退院後生活環境相談員(退院支援の担当者)が、措置入院の場合でも必ず選任されることになりました。
- ・措置入院・医療保護入院のどちらの場合でも、地域援助事業者の紹介を受けられるようになりました。

## ゴールデンウィークの予定

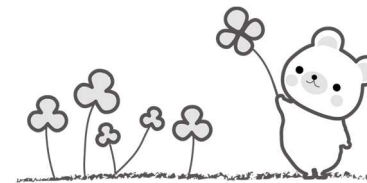


今年のゴールデンウィーク 4月27日(土)～5月6日(月)の当院の予定をお知らせします。

- ・ゴールデンウィーク期間中も**病院バスは通常通り運行**いたします。
- ・ゴールデンウィーク期間の**外出、外泊のご希望がある場合は、早めに主治医や病棟までお申し出をお願い致します。**
- ・院内売店については、4月27日(土)、4月30日(月)、5月1日(水)、5月2日(木)9時～15時営業しておりますが、他の日程は営業していません。
- ・連休期間は面会や入院患者様の荷物の交換などが混み合う可能性がございますためご了承下さい。
- ・精神科作業療法は、4月30日(火)5月1日(水)2日(木)は通常通り行います。
- ・入浴など病棟スケジュールが変則的になる場合があります。
- ・身体リハビリテーションは祝日も職員の出勤があります。患者様の状況にあわせて実施していきます。

感染状況などにより、変更になる場合がございます。ご不明な点がある際は病院ホームページをご覧になるか、お電話でお問い合わせください。

## 相談室より



ソーシャルワーカーの勤務は、平日月曜日から金曜日です。事前に電話で相談日時をお約束することも可能です。また、当番者の出勤がある土曜日もあります。ご用のある方は事前に、ご連絡いただくよう、よろしくをお願いいたします。

4月13日 菊谷  
4月20日 市川  
5月11日 下山、木村  
市川、菊谷、市川浩之、天野

病院ホームページもご覧ください

東京都八王子市美山町1076  
医療法人社団 光生会 平川病院  
院長 平川 淳一  
電話 042(651)3131

医療相談科  
荻生 下山 木村 市川佳奈  
菊谷 市川浩之 天野

